

中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価方法書【長野県】についての

長野県知事意見

中央新幹線については、「環境影響評価法（以下「法」という。）」に基づき、平成 23 年 9 月 27 日に「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価方法書【長野県】（以下「方法書」という。）」が公告され、同年 11 月 30 日に事業者である東海旅客鉄道株式会社から「方法書に寄せられた意見の概要」の送付を受けたところである。

方法書において概略ルートが示された地域は、南アルプスなど雄大な山岳、豊かな森林、そこで育まれた清らかな水、数多く残された文化財など豊かな自然環境に恵まれている。この貴重な財産を将来に引き継いでいくことは、我々長野県民に課せられた義務である。

そのため、長野県では、方法書について長野県環境影響評価技術委員会で 4 回にわたり慎重に審議を重ね、併せて関係市町村長から提出された意見を勘案し、事業者へ寄せられた意見にも配慮して、下記のとおり意見を述べる。

I 全般的事項

1 環境影響評価に取り組む姿勢

環境影響評価の実施にあたっては、一定の基準を満たせばよいという姿勢ではなく、法の趣旨に則り、できる限り環境への負荷を回避・低減する姿勢（ベスト追求型）に立って調査、予測及び評価を実施すること。

2 地方自治体等との関係

具体的なルート、付帯設備、工事用道路や施工ヤード等の位置の選定に際しては、県及び関係市町村、地元住民との協議に基づき計画が策定されるよう連絡調整を密にし、信頼関係の構築に努めること。

3 路線位置等の絞り込みに伴う環境への配慮事項

方法書段階の 3 km 幅の概略ルートから「環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）」段階の具体的なルートへの絞り込みに際し、ルート周辺の地形・地質、水資源や希少野生動植物、文化財、景観等に対し、影響をどのように回避または低減をさせたのか、その検討の経緯と結果を詳細に準備書で示すこと。

また、斜坑、換気塔、変電設備等の付帯設備の設置場所についても準備書段階までにできる限り明らかにし、その場所を決定した経緯及び環境配慮事項に

ついて記載すること。

なお、明らかにできないものについては、環境配慮の観点から設置場所選定の考え方について準備書に記載すること。

4 電力消費と温室効果ガス削減

東日本大震災を契機とした電力政策を始めとするエネルギー政策の動向を踏まえ、莫大な電力を使用するリニア方式による新幹線の建設事業に対し、「インフラに要する電力は確保されるべきもの」との考えにとどまることなく、消費電力量の見通しに係るデータ、電力供給などに対する事業者の考え方を明らかにすること。

また、技術開発などの取組により省エネルギー化を推進し、環境への影響の低減を図ること。

5 安全性の確保

対象事業実施区域である南アルプス、中央アルプス及び伊那谷には活断層や破砕帯が存在し、そこを通過することは避けられないと考えられることから、地殻変動に対する事業の安全性について検証を行い、その結果を公表すること。

また、トンネル内における災害時の対応等について、事業者の考え方を明らかにすること。

6 地域特性を考慮した環境影響評価

- (1) 環境影響評価の実施にあたっては、地域特性を考慮し主務省令のほか「長野県環境影響評価条例（平成 10 年長野県条例第 12 号）」、「長野県環境影響評価技術指針（平成 10 年 9 月 28 日長野県告示第 476 号）」等の内容を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 地域特性に関する次に挙げる情報については入手可能な最新の文献、市町村から寄せられた意見、その他現地のヒアリング調査等により方法書記載内容を整理し検討を加え、現地調査に入る前に十分特徴を把握した上で環境影響評価を実施すること。
 - ① 水象、水質（公共用水域・地下水）に係る環境の状況
 - ② 地形及び地質の状況
 - ③ 文化財の状況
 - ④ 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
 - ⑤ 景観及び人と自然との触れ合い活動の状況
- (3) 対象事業実施区域の現状は環境基準値や法規制値を大きく下回る地域であると考えられるため、現況の汚染レベルを把握した上で、その状況を

大きく悪化させないという観点から評価を行い、必要に応じて適切な保全措置を講ずること。

- (4) 対象事業実施区域には、自然が豊かであつ住民が居住する山間地域が含まれ、工事用道路の敷設や既設道路の拡幅等が自然環境や生活環境に及ぼす影響が大きいと予想されることから、工事用道路の敷設及び工事用車両の流入に係る予測を行い、環境影響評価に反映させること。

7 環境影響評価項目の選定等

工事実施期間が10年程度に及び影響は一時的でないと考えられることから、環境影響の評価項目の選定にあたっては、工事の実施区分に応じて事業による環境影響の可能性があると考えられる次の項目についても対象とすること。

- ① 「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」における「文化財」、「主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観(以下、「景観等」という)」及び「主要な人と自然との触れ合いの活動の場(以下「触れ合い活動の場」という)」
- ② 「切土工等又は既存の工作物除去」における「低周波音」、「地下水の水質及び水位(以下「地下水」という)」、「水資源」、「地形及び地質※」、「文化財」、「景観等」及び「触れ合い活動の場」
- ③ 「トンネルの工事」における「低周波音」及び「地形及び地質※」
- ④ 「工事施工ヤード及び工事用道路の設置」における「低周波音」、「地下水」、「水資源」、「文化財」、「景観等」及び「触れ合い活動の場」
(※「重要な地形及び地質」以外の「地形及び地質」を指す)

なお、評価項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定したときは、長野県環境影響評価技術委員会(以下、「県技術委員会」という。)に報告すること。

8 予測手法等の明確化

斜坑、換気塔、工事用道路、工事施工ヤード等の計画が不確定な内容については、事業計画の具体化に応じ、必要となる調査及び予測方法の詳細についてさらに検討を加えること。

検討の結果、環境影響評価を行うための調査の詳細(位置、範囲等を含む)が明確になったものについては、県技術委員会に対し報告すること。

具体化が困難な事項については、環境への配慮の考え方や対応方法等を検討しその内容を準備書に明記すること。

また、環境影響評価の進捗状況についても報告すること。

9 山梨リニア実験線のデータ活用

山梨リニア実験線の建設及び走行試験において得られた知見に関しては、一般の環境影響評価に最大限活用するとともに、予測及び評価の根拠となる測定結果（データ）や図表を準備書に記載する方法などにより明らかにすること。

また、実験線のデータに限らず、事業者が保有する科学的なデータを最大限開示すること。

10 その他

- (1) 県技術委員会において提示された関係市町村長の意見や、審議の際委員から出された意見にも十分配慮して、環境影響評価を進めること。
- (2) 法第8条第1項に基づき事業者に提出された意見に対して十分配慮するとともに、準備書において記載する「事業者の見解」について丁寧に記述すること。

II 個別事項

1 大気質

- (1) 工事中における車両の走行にあたっては、現況と比べ台数の増加が予想されることから、土砂等による粉じんの飛散防止を含め、地域住民の安心・安全が得られるよう対策を講ずること。
- (2) 大気質の予測及び評価にあたっては、地形や発生源の影響を考慮し、適切な予測手法を用いることにより行うこと。また、気象観測については通年測定を前提として検討し、大気質の調査地点と併せ、適切な地点を設定して実施すること。

2 騒音・振動・低周波音

- (1) 騒音・振動の環境影響評価の実施にあたっては、必要により発破による影響についても検討すること。
- (2) 工事中の走行車両に係る騒音・振動の予測及び評価については、台数や速度を適切に設定した上で実施すること。
- (3) 低周波音の評価にあたっては、平成16年6月22日に環境省が公表した「低周波音問題対応の手引書」中の評価指針として示された参照値は、施設を建設する際の環境保全目標値として策定されたものではないことから、直接、評価の基準として用いることは避けること。

3 地下水・水資源

- (1) 中央アルプス南縁部の風越山周辺流域は、地域の重要な水源域となっており、代表的な湧水（「猿庫の泉」）も存在する。このような場所は路線の絞り込みに際して回避することを原則とし、地下水位や湧水及び温泉の水量等、地域生活や自然環境にとって重要な水資源に対する事業の影響については、必要により地質・水文学的手法により定量的に予測し、その結果に応じて回避、低減を図ること。

特に自然環境に与える影響については、水環境と密接に関係する動植物にも着目して評価を行うこと。

また、地下水位や湧水の水量等の調査を行うところについては、工事実施前から調査を開始し、変動の有無等を把握するのに十分な期間にわたり実施すること。

- (2) 対象事業実施区域において、地中に重金属等の含有が懸念される箇所については、事前に資料やヒアリング等により確認し、可能な限り回避すること。

また、トンネル工事に際しては、有害物質を含む地下水が湧出した場合は、周辺への影響を把握した上で適切な保全対策を講ずること。

4 地形及び地質

下伊那地域一帯には風化した花崗岩地帯が分布し、急傾斜地崩壊危険箇所等が多く存在することから、事前に入念な調査を行い、事業実施箇所における地滑りや降雨時の崩落等について予測及び評価を実施すること。

5 文化財

対象事業実施区域内には、奈良・平安時代に栄えた古代伊那郡衙（ぐんが）である恒川（ごんが）遺跡群をはじめ数多くの貴重な文化財（文化財保護法並びに県及び市町村の文化財保護条例で指定等されている文化財、埋蔵文化財包蔵地）が存在することから、文献調査のほか関係自治体や専門家へのヒアリング、現地踏査を十分に行い、状況を把握すること。

また、路線の絞り込みに際しては慎重に検討を加え、原則として文化財を回避すること。

6 磁界

磁界の影響を心配する意見が多いことや、国際的な基準値以下であっても長期間暴露された場合の人体や生態系への影響が不明な点が多いことから、その評価については単に数値的な予測評価のみに終わることなく、必要により発生

のメカニズム、分布状況の解説を加え、山梨リニア実験線等で把握しているデータを開示し、その測定方法や測定条件を詳細に示すこと。

また、動物等への影響についても知見がある場合は記載すること。

7 動物・植物・生態系

- (1) 動植物の調査にあたっては、地形の違いや地域の特徴に応じて生息・生育状況を把握し予測及び評価を行うこと。
- (2) 希少猛禽類については、調査区域の事情に詳しい者からも聞き取りを行うなど生息状況を適切に把握した上で影響予測を行い、営巣等が確認された際は十分配慮すること。
- (3) 昆虫類の調査にあたっては、調査する場所ごとに重要な種をスコーピングし、それに対応する手法と時期について調査計画を立てた上で、必要により専門家の助言を受けるなどして実施すること。

特に希少昆虫類については、植生との関連性を考慮して調査を行い、予測及び評価を実施すること。

8 景観・人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域は南アルプス国立公園や天竜小洪水系県立公園等の豊かな自然環境に恵まれた地域であり、河川景観及び山地景観等多くの景観資源が存在し、多くの住民に親しまれている環境であることから、現地踏査やヒアリング等の結果を踏まえ、景観保全の観点から、眺望点を追加し調査を行うこと。

また、住民等に対しフォトモンタージュ法を用いたアンケート調査を行うなど、地域住民の理解が十分得られるよう予測及び評価を実施すること。

9 廃棄物等

工事に伴い発生する残土の処理については、処分に要する用地の確保や運搬車両の増加による環境影響を心配する意見が多いことから、予測及び評価にあたっては、現地の状況を十分考慮し、より具体的な処理計画を示したうえで適切な予測方法を検討し実施すること。

また、処分場所については早期に明らかにするよう努め、不確定な場合にあっても中央新幹線建設事業と切り離すことなく、概ねの土量を示したうえで、処分の方針を示すこと。